

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則を廃止する規則をここに
公布する。

令和4年12月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第36号

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則を廃止する規則

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則（平成26年瀬戸市規則
第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の瀬戸市情報公開・個人
情報保護審査会運営規則第4条第1項に規定する委員であった者に係
る同条第4項に規定する秘密を漏らしてはならない義務は、なお従前の
例による。